

退職所得に係る		個人市民税 個人県民税		納入申告書	
千葉県白井市長あて					
年 月 日提出		年 月分		人員	人
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により下記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。					
退職者の内訳					
1	退職した年の1月1日の住所	氏名			
	退職年月日	年 月 日	勤続年数	年	
	退職手当等の支払金額	円		障害該当	
	特別徴収税額	市民税	円	県民税	円
2	退職した年の1月1日の住所	氏名			
	退職年月日	年 月 日	勤続年数	年	
	退職手当等の支払金額	円		障害該当	
	特別徴収税額	市民税	円	県民税	円
(特別徴収義務者)					
住所又は所在地					
氏名又は名称					
法人番号又は個人番号					

市・県民税の退職所得に対する所得割額を納入する際の記入事項

この納入書は、給与から天引きした個人市・県民税・森林環境税の月割額を納入するときに使用するものです。

また、退職所得に対する所得割額も併せて納入できます。

- ① 月割額を納入金額記載欄の「給与分」に、退職所得に対する所得割額を「退職所得分」にそれぞれ記入してください。
- ② 左の納入申告書は、退職所得に対する所得割額を納入する際に必ず記入してください。
なお、退職手当などの支払いがあっても、退職所得に対する所得割額がない場合は、左の納入申告書の記入は必要ありません。
- ③ 退職所得控除額に100万円の加算分が含まれている場合は、障害該当欄に○印をつけてください。
- ④ 退職手当などの支払いを受ける人が特殊な場合の勤続年数であるときは、左の納入申告書と退職所得申告書（写し可）を提出してください。

※ 納入先金融機関については、別添の「市民税・県民税・森林環境税の特別徴収に関するしおり」を参照してください。

納入金額の変更方法について

退職・転勤・税額変更等で印字済みの税額〔(1) 納入金額〕

に変更が生じた場合は、2本線で抹消し、

〔(2) 納入金額〕の

記入例

(1) 納入金額 円
152,000

給与分(一括徴収分を

含む)および合計額欄

に変更後の金額を記入のうえ使用してください。(領収証書・納入書・納入済通知書すべてに記入してください)

(標準字体)

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

※ 税額変更後の納入書は送付していません。

※ この納入済通知書は直接機械に読ませるので、汚したり折り曲げたりしないでください。

		億	千	百	十	万	千	百	十	円	
給与分(一括徴収分を含む)	2					1	0	6	5	0	0
退職所得分											
延滞金											
金		白 井 市									
額	合計額					1	0	6	5	0	0